

府教委は職をうばった責任をとれ！ 上告するな！

梅原聡さん再任用拒否（実質首切り）の賠償を求める裁判で 府教委が違法！として敗訴！

12月9日の大阪高裁判決では・・・

再任用の合否結果を合理的に説明せよ！

裁判所は府教委に対し、「君が代」不起立で戒告処分を受けた梅原さんが採用を拒否され、同じ年に体罰で減給という重い処分を受けた者が採用されている状況について合理的な説明を求めました。しかし、府教委は合否の基準も明らかにせず、総合判断というブラックボックスから出た結論という以上の十分な説明ができませんでした。その結果、裁判所はこの状況について「合理性を欠くといわざるを得ない」と断じました。

再任用拒否を裁量権の逸脱・濫用と認め、府に損害賠償を命じる

府教委は、再任用での任命権者の裁量は幅が大きく、誰を採用しようがしまいが自由だと、制度の意義をはき違えた乱暴な主張をしてきました。しかし、判決では「雇用と年金の接続を図る総務副大臣通知が出ていることや、再任用希望者のほぼ全員が採用されている実情などから、裁量判断が客観的合理性や社会的相当性を著しく欠く場合には、裁量権の逸脱濫用として違法と評価される」としました。そして、この件で再任用を拒否した判断は裁量権の逸脱・濫用にあたり、違法であると結論して、府に過失が認められるから損害賠償として315万円の支払うように命じたのです。

現代の踏み絵「意向確認」（「君が代」不起立者以外に「意向確認」されることはありません。）

府が再任用を拒否する大きな理由としたのが「今後、国歌斉唱時の起立斉唱の職務命令に従うか」と問う「意向確認」でした。この問いにYesと答えれば採用してやる。Noならば不採用だということです。これはまさに現代の踏み絵です。この問題について府の商工労働部は採用選考にあたって、すべきでないとされている思想信条に関する質問にあたるとして、府教委に改善の要請を行いました（2017年2月）。府教委はこれを一般的なアドバイスを受けただけとして「意向確認」は何の問題もなかったと言いながら、この件の翌年から「意向確認」の文言を「今後上司の職務命令に従いますか」というものにこっそりと変更していました。府教委自らが「意向確認」の問題性を認識したからにはほかなりません。

府教委は「君が代」不起立者に対する差別的な扱いを反省し、
判決の命じる賠償金を直ちに支払え！上告はするな！

「日の丸・君が代」強制反対・不起立処分を撤回させる大阪ネットワーク

Mail: yamadak@nike.eonet.ne.jp HP: <http://www7b.biglobe.ne.jp/~hotline-osaka/>

社説

Editorials

君が代判決

裁かれた行政の理不尽

個人の内心に踏み込むようなことをし、従わない者には差別的な扱いをする。そんな大阪府の理不尽な振る舞いが、司法によって徹しく裁かれた。

大阪府立高校の元教員が起した裁判で、大阪高裁は訴えを大筋で認め、約315万円の損害賠償を府に命じた。

原告は17年3月末の定年退職を前に、府教委に再任用を申し込んだ。すると教委から、「卒業式などの際、君が代を起立斉唱することを含む職務命令に従うか」との意向確認があった。これに明確に答えなかったところ、任用されなかった。

原告は2度、君が代斉唱時に起立しなかったことで戒告となったが、他に処分歴はなく、勤務実績などに基づく校長の評価は一適とされていた。

高裁は、原告側の意向確認は憲法が定める思想・良心の自由に反する。との主張は退けた。

ものの、再任用しなかったのは府の裁量権の逸脱・乱用にあたり、違法だと結論づけた。

再任用制度は、公的年金の支給開始が段階的に65歳に繰り延べられるなか、無報酬となる期間をなくすために設けられた。17年当時は社会に定着し、大阪府の教職員も希望する者の割合が再任用されていた。

高裁はこうした事情を踏まえ、再任用への期待は法的保護に値するものになっていた。と指摘。体罰を繰り返して減給処分を受けた者まで任用されていることにも触れ、原告に対する府の対応は、客観的合理性や社会的相当性を著しく欠くこと述べた。もっともな見解で、府は猛省する必要がある。

裁判で府は、原告と似たような経歴の元教員を不採用とした東京都の措置を是認した最高裁判決を持ち出し、自らの正当性を訴えた。だがそれは、希望者

のほぼ全員を採用する運用になっただけの判断だ。制度の趣旨や社会の変化を見ず、適切に対応するという行政の使命を怠り、道理にあわない主張をしたとの批判は免れない。

大阪府には、君が代を起立して斉唱しない教職員に厳しい姿勢で臨んできた歴史があり、今回の再任用拒否もその延長線上にあるのは明らかだ。だが、君が代や日の丸はどう向き合うかは、個人の歴史観や世界観にかかわる微妙な問題である。

最高裁はこれまでの君が代訴訟で、起立斉唱の職務命令自体は合憲としつつ、思想・良心の自由の間接的な制約となる面がある」と述べ、命令に従わないからといって過重な処分をすることをお戒めている。

教育行政に携わる者、とりわけ大阪府の関係者には、司法が説くところを正しく理解し、業務にあたるべきが求められる。